

平成16年度 第3回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成16年 8月24日(火) 新潟市水道局 3階 第3会議室	
内 容	1 指名停止措置について 2 次回の定例会議の開催について ・次回日程	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長 沢田 克己(新潟大学法学部 教授) (出席) 委員長代理 斉木 悦男(坂井・斉木法律事務所・弁護士) (出席) 委 員 佐田 克己(北陸ガス(株) 取締役総合企画部長) (出席) 委 員 佐藤 昭二 (出席) 委 員 藤崎 俊晃(会社員) (出席)	
審議対象期間	平成 一年 一月 一日 ~ 平成 一年 一月 一日	
抽 出 案 件	一 件(対象工事総件数 一 件)	
制限付き 一般競争入札	一件	指名停止措置につき、抽出案件なし
指名競争入札	一件	指名停止措置につき、抽出案件なし
随意契約	一件	指名停止措置につき、抽出案件なし
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

質問・意見	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審決確定を待たずに指名停止措置を取るとい うのは、どういう理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公取委の排除勧告自体が市民の信頼を損ねた。 社会的には大きな影響、信用失墜行為につながる もので、契約の相手方とは不適當であるという認 定のもとに承諾のいかんにかかわらず指名停止を 行なった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、審決で独占禁止法を行なったというこ とが明らかになった場合、今回取った措置に加 えて、再度指名停止を加えるということはある 得るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 談合の関与の度合いや中心的な役割を担って いたなど、指名停止の延長等は検討したいと考 えている。審決そのものの結果について、プラスα ということには直接的にはかかわってこないのは と考えている。市長部局の動向に歩調を合わせ ていくという考え方はとっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局での説明は、中心的な役割というこ とについては、さらに明らかなきにまで延長 する可能性もあると説明をいただいたが、その 可能性もあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排除勧告を受けた業者と、排除勧告は受けて いないが独占禁止法を指摘された業者ともに一 律3カ月という形で指名停止を取ったが、ここ である程度差を設けてもよかったのではない か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容としては独占禁止法に違反しているとい うことでは同一であるので、一斉に同じ指名停止 期間を取った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止をする前に、前倒し発注というこ とで工事を大量に発注をしたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公取委の勧告を意識しての前倒しはない。た だし、事業の進捗状況や事業費の兼ね合いを考 え、先行して発注したものはある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ それは今年度に限らず、ある程度の年数の範 囲内で起こりうる規模のものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他工事（下水道や道路改良工事等）と沿って 進めていく部分があるので、その工事が中止に なると水道もできなくなり、翌年度に繰り越さ ざるを得なくなる。また、その逆もある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道局で指名停止業者に配慮し、工事の発注 延期方針をすると新聞記事に載っていたが事 実なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の発注を遅らせると事業全体に与える影 響が多いので、当初どおり執行する予定でい る。工事発注を延期するというような話は申 し上げたつもりはない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線工事5件のうち、発注できない工事2 件の理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道改修工事が予定どおりできなくなった ものと、市道改修工事との兼ね合いででき なくなったものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局の指名停止措置業者がやっている というような理由では。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その業者はからめてはないと思う。

<ul style="list-style-type: none"> ・113者というかなりの数が指名停止になった状況だが、3カ月間の工事発注には支障がないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回指名停止を受けている業者はいわゆるゼネコンで、ゼネコンの対象工事としては大口徑が主流である。通常の発注工事に関しては今のところ影響ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市外にある業者に発注するというようなことはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところない。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札だと、市外の業者が応札するということはありうるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気や電気通信、プラント関係になると市外の専門業者という場合もあるが、水道局工事の対象範囲は管工事業者が多数である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼネコン等の営業活動について水道局側の考え方は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動については、基本的には昨年の公取委の立ち入りから遠慮いただいている。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、新潟市の公共事業がよくなるような方法や、業者に対する対応は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の技術として提供していただくものや、技術力の面で力を貸していただくものはあると思う。その対応は、また別として考えなければならぬ。
<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止をした業者中、談合を認めた小規模事業者について、国、県の対応が明確になった段階で新潟市の対応も変わってくるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変わらないと思う。国、県の指名停止によって新潟市が連動していくような措置は取らないと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の措置が新潟市よりも重い場合でも考え方に変更はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ない。一般的には重くならないと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・審判が始まる前に指名停止期間が終わってしまう。最終的な審決がでるまで1～2年以内ということが考えられるが、時間がたった後でも、また追加の指名停止期間を設けるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の指名停止うんぬんではなく、あくまでも審決の結果により、またあるかもしれない。
<ul style="list-style-type: none"> ・2年後位に審決が出て、結果“黒”と認定されてから、そこで改めて指名停止を再度かけるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再度指名停止をかけなければダメという判断をするものがあるかということ。全員“黒”になったからといって改めて3カ月するというのは、市は考えていないと思うし、水道局もそう理解している。
<ul style="list-style-type: none"> ・応諾した業者と、そうでない業者に違いがないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事実として“黒”であったのだからというはっきりした理由があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な答えにはならないが、差はつけないと思う。公取委の内容によってどうするかという判断が出てくる可能性もないことはないと思うが、今回応諾した、しないとは別の部分での判断になるのではないかと思っている。

<p>・一般的に考えれば，国，県，市からも指名停止をくればほとんど公共事業というのは動かないから，影響による遅れというのは今後考えられることでは。</p>	<p>・元発注者側の状況によっては，水道局側に影響がくるということは十分に考えられる。</p>
<p>(その他)</p> <p>・次回は11月5日に開催予定</p>	